

日 退 教 事務局だより

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

16-5

2017年1月24日

福祉部から

社会保障の「財源不足」 高齢者を狙い撃ち！？ 「負担増」と「給付抑制」 その1 年金編

I 無年金対策は今年9月から実施へ

公的年金の受給に必要な加入期間を現行の25年から10年に短くする無年金対策を盛り込んだ法案が昨年の臨時国会において全会一致で可決・成立しました。無年金対策は今年9月から実施されます。

対象は、保険料を支払った期間と免除された期間などが通算で10年以上になる人で、現在は年金をもらっていない65歳以上の約40万人と、60代前半の約24万人。来年の9月分（支給は10月）から受け取れます。（国民年金は保険料を40年間支払うと満額の月約6万5千円で、支払期間が10年なら月約1万6千円になる。）

II 「年金改革法案（年金額の支給抑制）」成立 賃金下落に連動 「マクロ経済スライド」も強化

昨年の臨時国会で政府・自民党は十分な議論で国民の疑問に答えることなく、不安を残したままで、TPP法案、IR法案（カジノ法案）、そして前国会から継続になっていた年金改革法案「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」を成立させました。

今回の年金改革法案は、「将来にわたって持続可能な年金制度を保つために」、①現役世代の平均賃金が下がった場合の支給額は、これまで物価が上がれば据え置かれていたが、新ルールでは賃金の下げ幅に連動して減る。物価も賃金も下がった場合には、下落幅が大きいほうに合わせて減る。②支給額が増える局面では「マクロ経済スライド」を強化する。名目支給額を低下させないのは同じだが、目減りさせなかった分は、まとめて物価が大幅に上がる景気回復期に増加幅の抑制に反映させる、というものです。安倍政権は、2017年への持越しを嫌い、「将来の年金がきちんと確保されるのか」という肝心の議論をかみ合わせることなく成立させました。

具体的な中身としては、以下の5つが盛り込まれています。

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進
2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除

3. 年金額の改定ルールの見直し
4. 年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し
5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備

この中で、一番議論になっていたのが「3」の年金額改定ルールの見直しです。このルールの変更によって、年金が減ってしまう可能性があるということで野党は強く反対してきました。

この新ルールで影響を受けるのはもちろん高齢者だけではありません。将来までこのルールは適用されるのですから将来世代の年金受給にも当然影響します。高齢者だけの問題ではないのですが、その展の議論は深まらずに成立してしまいました。(国会審議の項参照)

年金額見直しの新ルールとは？

現行の年金額改定ルール

年金額は毎年見直されます。現在の年金額改定ルールで元になっているのは、賃金の変動率（「名目手取り賃金変動率」）と物価の変動率です。

67歳の年度までの人は原則として賃金変動率に連動して年金額が変動します。現役世代の賃金が1%上がれば年金も1%上がるということです。

一方、68歳の年度以降の人は物価変動率に連動して年金額が変動します。物価が1%上がれば年金が1%上がる、ということになります。これが原則です。しかし、物価ほど賃金が上がらなかったり、物価は上がっても賃金は反対に下がってしまうといったこともあります。そのような場合は、世代間格差への配慮ということで、賃金が物価より上がらなかった時は68歳以降の人でも賃金に基づいて改定し、物価は上がっても賃金が下がった時は年金額はプラスマイナスゼロで据え置きということになっています。また、物価も賃金も下がった場合で、賃金の方がより下げ幅が大きい場合は、物価により改定となります。

マクロ経済スライドで年金額上昇が調整される。(2004年・年金改正)

さらに、2004年（平成16年）の改正で、マクロ経済スライドという考え方が導入されました。『今後100年間の年金の収入と年金の支出を一致させるように、金額を調整する』というものです。少子高齢化社会を迎えた現在、年金の支え手である現役世代の人数は減少し、年金を受給する高齢者は増えています。これを年金額に反映させるため、現役世代の減少率と平均余命の伸び率を年金額の計算に取り入れ、物価や賃金の伸びほど年金が増えないようにしたものです。

ただし、このマクロ経済スライドはあくまで年金額の伸びを抑制する仕組みであるため、年金額が伸びていない時は働かないことになっています。マクロ経済スライドによって年金額が前年よりも減少するということはありません。長引くデフレの影響で2015年（平成27年）までずっと年金額は減額か据え置きで推移していたため、これまでこの仕組みが働いたのは久方ぶりに年金額が増額となった2015年（平成27年）の1回きりです。

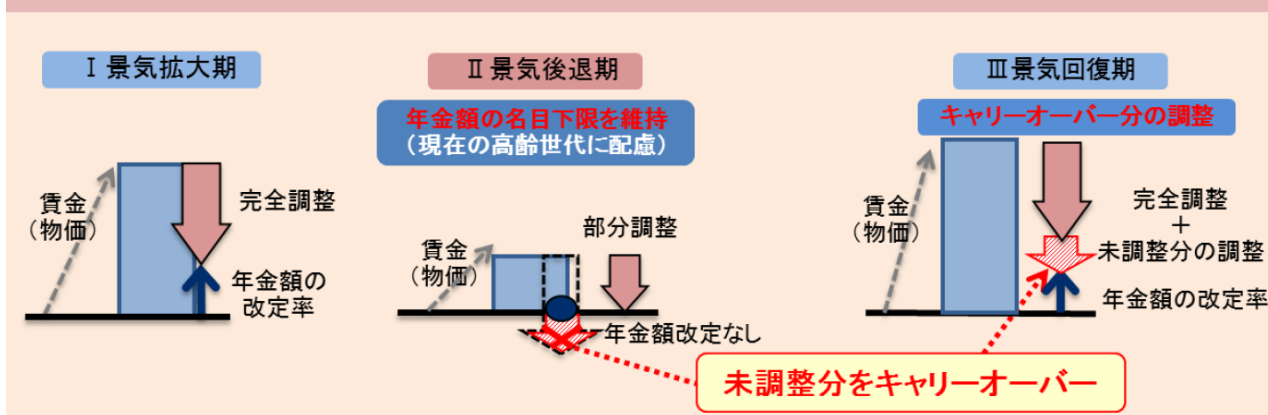
今回成立した法律では、これらのルールにメスを入れることになるわけです。

改正ポイント1 マクロ経済スライドがこれまでより強化される

第1の改正ポイントはマクロ経済スライドについてです。

これまでマクロ経済スライドが働かない、あるいは完全に実施できない状況では「本来下がるはずだった年金額」が実際には下がらず「高止まりする」という現象が起きていました。これを、下げられなかった分を累積してとっておき、年金額が大きく伸びる好景気の局面においては以前の未調整分の残りを持ってきて消化しようというのです。厚生労働省ではこれを「キャリーオーバー」と呼んでいます。ここで、年金額の抑制は、あくまで前年よりも額面で下がらないということが前提です。あくまで年金が伸びる、最悪でも据え置きになるように調整されるということになっています。

景気回復局面においてキャリーオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



改正ポイント2 物価より支え手の賃金に連動するルールになる

第2の改正ポイントは賃金・物価スライドの見直しです。

これまでのルールでは、物価は上がり賃金下がった場合は年金額は据え置き、物価も賃金も下がったが賃金の下げ幅がより大きい場合は物価に基づき改定となっていました。この2つの場合において、賃金の変動を元に年金額を変動させるように変更されます。

年金の支え手である現役世代の負担能力は賃金によって決まります。年金をもらう方ではなく払う方の実情に合わせて年金額を変えていこうという考え方です。今回影響を受けるのは、物価の上昇率が賃金の上昇率を上回るときの取扱です。

現行のルールでも、『物価が上がっても、賃金の上昇が追いついていない場合、年金は賃金の上昇分しかあげません』というルールになっています。

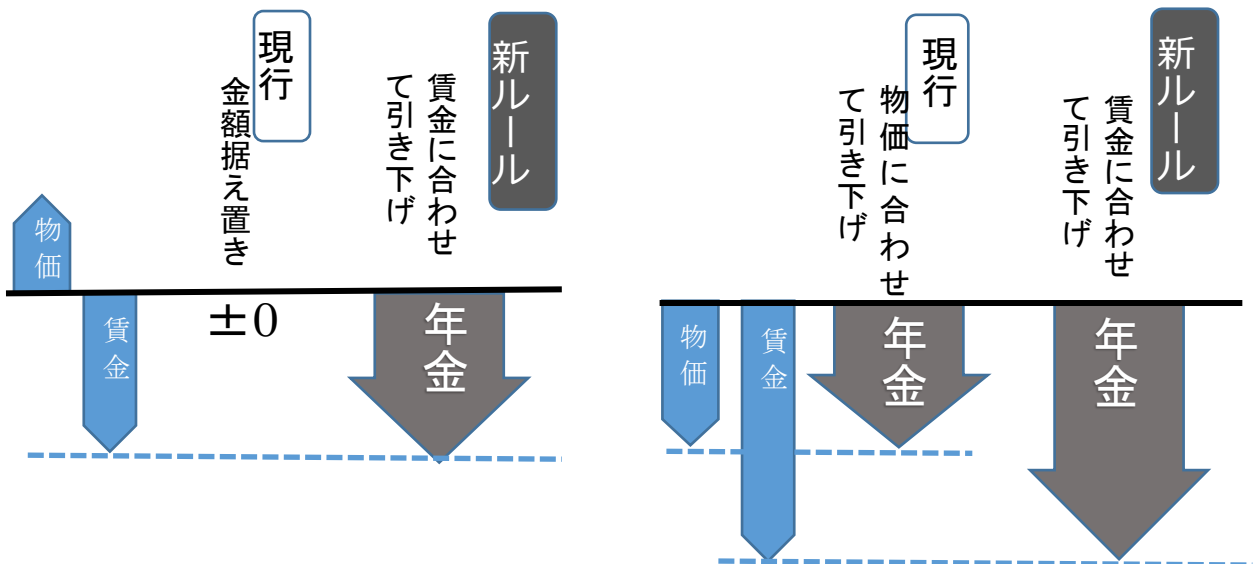
ただ今までは更に例外として、『とは言え賃金の上昇がマイナスになったとしても、年金をマイナスとして扱うことはしません』という規定がありました。この部分がなくなります。

今後受け取ることの出来る年金の増減率が、『いままで』と『これから』でどう変わるのか。整理すると次の表のようになります。（物価は上昇のケース）

	物価・賃金変動		年金改定	
	物価上昇率	賃金上昇率	今までの ルールでは	新ルール になると
ア) 賃金が+の場合	2%	1%	1%	1%
イ) 賃金が-の場合	1%	-1%	0%	-1%

物価は上昇、賃金は下落

物価が下落、賃金はさらに大きく下落



国会審議において

民進党石橋議員の「これまで20年、40年といった景気変動、物価・賃金の変動の状況を踏まえて、今後同じようなトレンドが繰り返した場合、法案の賃金・物価スライドの導入がどのような効果をもたらすのか、シミュレーションを示すべきである。」との質問に対し、塩崎厚労相は「今回の年金額改定ルールの見直しは、賃金が物価より低下するという不足の事態となった場合も所得代替率が上昇しないように備え、将来世代の年金水準を確保していくためのものである。そもそも政府は、物価、賃金ともにプラスとなる経済を想定し、その実現に向けて全力で取り組んでおり、過去20年間のように、物価、賃金が下落することが多かった状況を将来の前提として試算を行う考えはない」とはぐらかしました。

いつから新ルールが適用される？

第1の改正ポイントは2018年（平成30年）4月から、第2の改正ポイントは2021年（平成33年）4月からの導入予定となっています。

以上